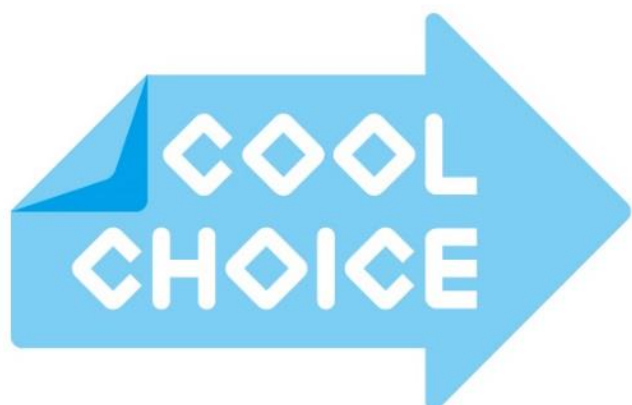


令和3年度 三原市脱炭素社会推進事業補助金申請の 手引き

※申請前によくお読みください。

申請受付期間： 令和3年5月6日～令和4年2月28日



未来の
ために、
いま選ぼう。

※三原市は、環境省が中心となって進めている地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同しています。

お問い合わせ

三原市 生活環境部 生活環境課 環境政策係

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

TEL 0848-67-6194

FAX 0848-64-4103

Email seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp

目 次

1	目的	1
2	申請受付期間	1
3	補助対象者	1
4	補助金の交付対象となるシステム	1
5	補助対象経費の範囲	1
6	補助金額	1
7	申請について	2
	三原市脱炭素社会推進事業補助金 書類作成チェックシート	3
	■補助金の交付申請をするとき	3
	■補助金の交付申請内容を変更又は設置を中止するとき	4
	■補助対象システムの設置工事が完了したら	5
	■補助金交付額確定通知書が届いたら	6
8	手続きの流れ	6

1 目的

環境保全に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、二酸化炭素排出量の削減効果が期待されるシステムを設置する人に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 申請受付期間

令和3年5月6日（木）～令和4年2月28日（月）

※工事着工の10日前までに申請してください。

3 補助対象者

次のすべての事項を満たす人

- 市内の住宅（新築・既築）に補助対象システムを設置する人、または補助対象システム付住宅（建売・分譲マンション等）を購入する人
※住宅や土地の所有者が申請者と異なる場合は、所有者の同意が必要です
※自ら居住する住宅に設置する場合があります
- 市税の滞納がない人
- 6年間以上継続して補助対象システムの所有権を有し、かつ使用する人
- 期限内に補助対象システムを設置し、実績報告書を提出できる人
※補助は、1住宅につき1回とし、かつ1申請者当たり1回限りとします。

4 補助金の交付対象となるシステム

二酸化炭素排出量の削減効果が期待されるシステム（家庭用燃料電池システム、家庭用蓄電池システム）で未使用品であるもの。

5 補助対象経費の範囲

- ① 家庭用燃料電池システム
燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品
- ② 家庭用蓄電池システム
住宅用太陽光発電システム（住宅の屋根等への設置に適し、太陽電池の最大出力が10キロワット未満のもの）により発電された電気の余剰電力を蓄えておくことができる装置
※機器費、設置工事費及び消費税を含む

6 補助金額

上限7万円

補助対象システム設置にかかった経費（機器費、工事費及び消費税含む）から、当該補助金以外の補助金額を差し引いた額が補助金額となります。その額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てます。

なお、家庭用燃料電池システムと家庭用蓄電池システムを併せて設置する場合は、それぞれの補助額を合計し、上限は7万円です。

機器費	－	当該補助金以外の補助金額	=	市の補助金額（上限7万円）
-----	---	--------------	---	---------------

7 申請について（書類作成チェックシート、記入例で確認してください）

- ※ 各様式については、「書類作成チェックシート」及び「記入例」で確認のうえ作成し、提出してください。
- ※ 郵送する場合は、提出期限までに到着するように注意してください。また、簡易書留等の配達記録が残る方法での送付を推奨します。

（1）補助金の交付申請をするとき

●三原市脱炭素社会推進事業補助金交付申請書（様式第1号）

○新築、既築の住宅に設置する場合

工事着手の10日前までに必要書類を添えて提出してください。

○補助対象システム付き住宅（建売・分譲マンション等）を購入する場合

売買契約後、代金を支払う前（領収書の発行前）に必要書類を添えて提出してください。

（2）補助金の申請内容を変更又は中止するとき

●三原市脱炭素社会推進事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第6号）

申請内容を変更又は補助対象システムの設置を中止する場合に提出してください。

（3）補助対象システムの設置工事が完了したら

●三原市脱炭素社会推進事業補助金実績報告書（様式第7号）

補助対象システムの設置が完了した日（領収書の発行日か、竣工検査実施日のどちらか遅い方の日）から起算して30日を経過する日又は3月末日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて提出してください。

（4）補助金交付額確定通知書が届いたら

●請求書（様式第10号）

三原市脱炭素社会推進事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）を受けたときは、請求書（様式第10号）を提出してください。

市で請求書を受理した後、補助金を交付します。

（5）定期報告書（第13条関係）

補助対象システム設置による温室効果ガスの削減量（補助を行うことで得られる効果）を把握するため、補助対象システム設置後6年間、使用状況のご提出をお願いしています。

1年ごとに記入し、直接持参、郵送、ファックスのいずれかの方法で提出してください。

三原市脱炭素社会推進事業補助金 書類作成チェックシート

■補助金の交付申請をするとき

- 新築・既築の住宅に設置する場合、補助対象システムの設置工事の10日前までに申請し、交付決定通知書を受けてから工事してください。
- 補助対象システム付き住宅を購入する場合は、住宅の売買契約を締結した後で、代金を支払う前に申請してください。

提出書類	チェック
<p>●三原市脱炭素社会推進事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、電話番号を記入し、押印（スタンプ印は不可） ・「設置工事完了予定日」欄は、対象システムの竣工検査日か、領収書発行日のいずれか遅い方の予定日を記入 ・「補助対象経費」欄は、「機器費及び工事費（消費税を含む）」を記入 ・申請者本人以外が手続きを行う場合は、「手続代行者」欄に記入し、チェックボックスにチェック 	
<p>●市税の滞納がない証明書（様式第2号）</p> <p>指定の様式2枚（補助金申請用、交付窓口控）を税制収納課（市役所本庁2階）か各支所地域振興課に持参し、補助金申請用を生活環境課へ提出</p> <p>※本人以外の請求の場合は、『委任状』が必要</p> <p>※市外からの転入予定の場合は、課税されている自治体での市税等の滞納がない証明書を提出</p>	
<p>●工事請負契約書の写し</p> <p>補助対象システム付き住宅を購入する場合は、売買契約書の写し</p>	
<p>●補助対象経費が明記されている書類（見積書、参考様式等）</p> <p>次の経費を明記している書類</p> <p style="padding-left: 20px;">○機器費（付属品含む） ○設置工事費及び消費税</p> <p>※新築の場合、契約内容に補助対象経費が含まれることがわかるよう、見積書等の写しを必ずつけること（設置業者または受注業者の押印がある部分と補助対象経費の記載がある部分のみでよい）</p> <p>※<u>契約書に記載された金額と一致するものが必要</u></p>	
<p>●補助対象システムの仕様等が分かる書類（カタログ等）</p> <p>○家庭用燃料電池システム</p> <p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの製造事業者名、品名番号、燃料電池の種類等が分かる書類</p> <p>○家庭用蓄電池システム</p> <p>家庭用蓄電池システムの製造事業者名、品名番号が分かる書類</p>	
<p>●補助対象システムの設置場所を含む地図</p> <p>地図については、手書きで可</p> <p>※市販の地図等を利用する場合は、複製の許諾を得ること</p>	
<p>●補助対象システム設置工事完了後の予定見取図</p> <p>見取図については、手書きで可</p> <p>※屋内の部屋割り等について明記する必要なし、システムの設置箇所を明記すること</p>	

<p>●補助対象システム設置工事着手前の現況写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅に設置する場合…建築場所及び周辺風景の写真 ・既築住宅に設置する場合…補助対象システムを設置する予定場所を撮影した写真 ・補助対象システム付き住宅を購入する場合…補助対象システム設置後の写真 ・家庭用蓄電池システムを設置する場合で住宅用太陽光発電システムを既に設置している場合…太陽光発電システムの稼動状況が確認可能な写真 	
<p>●承諾書（様式第3号）</p> <p>住宅または土地の所有者が、申請者と異なる場合にのみ提出</p>	

■補助金の交付申請内容を変更又は設置を中止するとき

○交付決定を受けた申請内容を変更又は補助対象システム設置を中止する場合に提出してください。

提出書類	チェック
<p>●三原市脱炭素社会推進事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、電話番号を記入し、押印（スタンプ印は不可） ・変更内容を具体的に記入 ・変更理由を記入 ・申請者本人以外が手続きを行う場合は、「手続代行者」欄に記入し、チェックボックスにチェック 	
<p>●補助対象システムの設置場所、製造事業者名、製造番号等の仕様が分かる書類等、変更があるものについて、提出</p>	

■補助対象システムの設置工事が完了したら（実績報告の提出）

○補助対象システムの設置が完了した日（領収書の発行日か、竣工検査実施日のどちらか遅い方の日）から起算して30日を経過した日、または3月末日のいずれか早い日までに提出してください。

※書類審査の関係上、3月25日（金）までにはご提出をお願いします。

提出書類	チェック
<p>●三原市脱炭素社会推進事業補助金実績報告書（様式第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、電話番号を記入し、押印（スタンプ印は不可） ・「領収書の発行日」欄には、領収発行日を記入。領収書が複数枚ある場合は、一番遅い発行日を記入 ・「事業者（受注）」「事業者（設置工事）」欄には、申請書と同じ事業者を記入 ・申請者本人以外が手続きを行う場合は、「手続代行者」欄に記入し、チェックボックスにチェック 	
<p>●補助対象経費が明記された領収書の写し</p> <p>※必ず申請者名で領収書を取得し、その写しを提出すること。ローンの申込用紙、支払明細書、クレジット利用伝票等では、領収書の代わりにはならないので注意。</p> <p>※領収書に内訳が記載されていないときは、内訳が記載された書類（参考様式等）を添付すること。</p> <p>※他の工事等と併せて実施し、その費用も含めて支払を行った場合、補助に係る金額が分かるよう記載すること。</p>	
<p>●補助対象システムの設置状態を示す写真（補助対象システム付き住宅を購入する場合は除く。）</p> <p>○家庭用燃料電池システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象システムの全景及び設置状態が分かる写真 ・燃料電池ユニットのみの写真 ・貯湯ユニットのみの写真 ・燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号及び製造番号のアップ写真 <p>○家庭用蓄電池システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象システムの全景及び設置状態が分かる写真 ・補助対象システムの品名番号及び製造番号のアップ写真 	
<p>●設置工事完了後の見取図</p> <p>見取図については、手書きで可</p> <p>※屋内の部屋割り等について明記する必要なし、システムの設置箇所を明記すること</p>	
<p>●補助対象システムの竣工検査の試験記録の写し又は稼動状況が確認可能な写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置した補助対象システムが問題なく稼動することを証するもので、実施機関名及び検査実施日が記入してある書類 ・補助対象システムの充放電量が確認できるモニター画面の写真 <p>※家庭用蓄電池システムを設置する場合で、住宅用太陽光発電システムを同時に設置した時は、住宅用太陽光発電システムの稼動状況が確認可能な写真を添付</p>	
<p>●当該補助金以外の補助の交付決定通知書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該補助金以外の補助の交付決定を受けた場合のみ提出 <p>※金額の内訳が記載してあるものを提出すること</p>	

<p>●住民票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所と補助対象システムの設置場所が同じであることを示すもの。(申請者本人のもののみのもので可。) ・申請者が単身赴任等で住民票が別にある場合は、理由を記載した書類(様式任意)とその証明となる書類(補助対象システム設置場所に居住している家族の住民票の写しと、その家族との関係が確認できる戸籍抄本など)を添付 <p>※実績報告書提出日前の<u>3ヶ月以内</u>のものであること</p> <p>※住民票交付窓口で発行されるものが「住民票の写し」です。<u>それをコピーしたものは不可</u> ※本人以外の請求の場合は、『委任状』が必要</p>	
<p>●補助対象システムが未使用品であることの証明書(様式第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象システム付き住宅を購入する場合のみ提出 	

■補助金交付額確定通知書が届いたら	
提出書類	チェック
<p>●請求書(様式第10号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込先口座は、<u>申請者本人名義</u>のものを指定してください(スタンプ印は不可) 	

8 手続きの流れ

